

首都圏商品開発実施業務 仕様書

1 委託業務名

令和6年度 経商産振委第2号 首都圏商品開発実施業務

2 委託業務の目的

本業務は、静岡県中部5市2町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）（以下、「中部5市2町」という。）の事業者の販路拡大のため、首都圏（東京都23区及び神奈川県、千葉県及び埼玉県）の消費者ニーズ等の情報収集を行うとともに、それらの情報を活かした商品開発につながるアドバイス等により、事業者の首都圏で売れる商品づくりを支援し、マーケティングを意識した商品開発力向上を目的とする。

3 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 委託業務の内容

本事業に参加する中部5市2町の事業者（以下「参加事業者」という。）が、首都圏ニーズの高い商品開発をできるよう首都圏顧客調査、マーケティング勉強会、商品開発伴走支援、モニター調査、テスト販売を実施する。またその結果を基に、参加事業者に対して販売戦略プランの策定及びフィードバックを併せて実施する。

(1) 首都圏顧客調査業務

首都圏に住む高所得者層で共働きの女性を対象に顧客調査を実施する。

- ① 調査方法 アンケート、ヒアリング
- ② 調査数 アンケート100名、グループインタビュー3グループ（3～4人が1グループ）
- ③ 対象 首都圏に住む、高所得者層で共働きの女性（世帯年収1,400万円以上想定）
- ④ 内容 首都圏の富裕層女性の、地方（静岡）発の商品に対するニーズを探る。
- ⑤ 実施時期 令和6年4月～5月の間

調査内容についてはレポートにまとめ、調査後1か月以内に委託者に納品すること。

(2) 参加事業者募集・選考業務

中部5市2町と協力して参加事業者を募集し、応募が定数を上回る場合は選考を実施する。
なお募集テーマについては（1）の調査結果を基に委託者と協議の上、決定すること。

- ① 募集方法 チラシ・動画・HP

※HPについては本市HPに作成することも可能。

- ② 選考方法 商品開発経験がある者、バイヤー経験がある者等、専門家による書類選考または面接にて選考。面接についてはオンラインでも可とする。また選考方法については基準を設け、点数制で管理をすること。1次選考を通った事業者の会社に訪問面談を行い、設備等の確認も実施する。
- ③ 面接場所 面接については対面の場合、静岡県内で実施すること。
- ④ 募集商材 常温の食品とする。

① 募集数 7社

各社1品を基本とするが、参加事業者が複数ラインナップで開発したい場合は、委託者と協議の上、品数を決定する。

(3) マーケティング勉強会実施業務

マーケティングの基礎知識を得ることができる勉強会を実施する。なお会場及びオンライン会議に使用するアカウントについては受託者が準備するものとする。

① 回数 2回程度

② 手法 対面及びオンラインでのハイブリッド形式とする。また委託者との協議の上オンラインのみ、対面のみとすることは可能。また開催形式はセミナー形式及びワークショップ形式など、内容に合わせて選択すること。

③ 内容 本事業に必要なマーケティングの基礎知識、最近の商品トレンドや成功事例など委託者と協議の上決定する。

④ 対象者 本事業参加事業者は参加必須とするが、事業に支障がない場合は、勉強会のみの参加事業者も参加可とすること。

(4) 商品開発伴走支援

(1) の調査を基に事業者が商品開発を行う際に、マーケティングや商品開発の知識がある専門家が伴走支援を実施し、商品開発のサポートを行う。

① 面談回数 1社あたり5回以上

基本的には対面での面談とするが参加事業者がオンラインを希望する場合は委託者と協議の上、オンラインも可とする。

② 支援内容 ア マーケティング目線での商品開発に関する助言

イ 品質管理及び営業許可に関する助言

ウ 価格や形状などバイヤー目線を意識した助言

エ 成分表示、パッケージに関する助言

オ 商標登録に関する助言

カ その他商品開発時に参加事業者必要とする助言

キ パッケージデザインの実施(参加事業者の負担なしとする)

※参加事業者が利用しているデザイナーがいて、支援を希望しない場合は、必須としない

ク 商品の成分検査及び菌検査にかかる費用補助(上限2万円、補助率1/2)

(5) モニター調査及びテスト販売

(4) にて商品が完成した後に首都圏の店舗にてテスト販売を行うとともに、覆面調査員モニターによる調査を実施する。

① テスト販売店舗 首都圏の地場産品を取り扱う小売店3店舗

店舗については、客単価2,000円以上の20坪以上の店舗とする。

② テスト販売場所 首都圏にある店舗であること、ただし、1店舗以上は山手線駅から徒歩10分以内の店舗とすること。

③ 期間 令和7年1月～2月のうち1ヶ月程度

- ④ 調査方法 ア テスト販売店舗店員によるフィードバック、POSレジ等のデータ分析
- イ 覆面調査員 6名以上による調査とフィードバック
- ウ 店頭でのインタビュー調査・アンケート調査
- エ バイヤーによるフィードバック

- ⑤ その他 モニター調査及びテスト販売により商品の改良が必要となった場合は伴走支援を行い、改良フォローを行うこと。なお改良フォロー時の面談に関しては（４）の面談回数に含めることができる。

（６）販売戦略の作成

（１）（４）（５）の結果を基に、開発商品の販売戦略シートを作成し、参加事業者にフィードバックを行う。

- ① 納品方法 電子データおよび紙媒体で作成し、販売戦略については各社に対してシートを基に対面またはオンラインにて説明を行い、納品する。
- ② 納品時期 令和7年1月9日（木）～3月15日（水）まで

（７）事業実施状況の報告

委託業務期間中の1カ月に一度、事業実施状況の報告を行うこと。

5 業務実施に当たっての補足事項

（１）参加事業者の要件は①から④すべてを満たしていること。

- ① 中部5市2町に事業本拠地（本社又は本店）があり、自社商品を持っている事業者
商品についてはOEMも可能とするが募集時期に、OEM先が決定していること。
なお事業実施中に製造する商品内容の変更がある場合は、OEM先の変更も可とする。
- ② 中部5市2町の圏域又は各市町の地域のイメージができる商品を有する事業者。または自治体の認証制度等により、認証対象となっている商品を有する事業者。
- ③ 商品製造に必要な営業許可を有する事業者。
- ④ 生産物賠償責任保険に加入している事業者。

（２）参加事業者が負担する経費及びその他条件

参加事業者が負担する経費

- ① テスト販売時における販売委託手数料（販売時に店舗が手数料として徴収する利益相当額。）
詳細については、以下の出品商品の取扱条件表を想定するが、実施にあたっては受託者が事前に委託者と調整すること。

なお、出品者が有利となる変更（対象商品の賞味期限の下限を短縮すること、販売委託手数料等の割合を減少させること）については、委託者との協議を必要とせず、委託者への通知により変更できることとする。

また、仕入方式による商品取扱を行う場合には、出品者の募集の際に明示すること。

- ② モニター調査時のサンプル費用
- ③ マーケティング勉強会に参加する際の旅費等

(3) その他条件

- ① イベントの実施を想定して、法令順守できるよう店舗事業者との協力体制を築くこと。
- ② 出品者に対し、食品衛生法の基準に沿った製造に必要な許可を有しているか確認を怠らないこと。
- ③ 食中毒・異物混入等の事故が発生した場合や販売上のトラブル等が発生した場合、または顧客から苦情があった場合は、受託者が責任をもって出品者とともに対応にあたり、その内容を報告すること。
- ④ 個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び静岡市個人情報保護条例（平成15年静岡市条例第5号）を遵守するなど、個人情報の管理には十分留意すること。

6 事業実施に当たっての業務分担について

なお、定めのない事項については受託者が行うことを想定しているため、受託者は業務開始時に業務分担を基にした、全体作業スケジュールを作成し委託者による確認を受けること。

7 再委託について

委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、以下の業務については委託者と協議の上、第三者に委託することができる。

- (1) 商品の品質管理に関する助言
- (2) 商品の成分検査及び菌検査費用
- (3) 商品のテスト販売にかかる業務
- (4) パッケージデザインにかかる費用